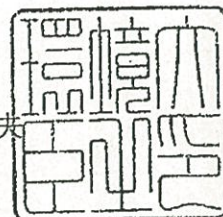


環水大士発第1503111号
平成 27 年 3 月 11 日

農業資材審議会

会長 芋生 憲司 殿

環境大臣 望月 義夫



土壌残留に係る農薬登録保留基準のほ場試験の方法の変更に係る意見聴取につ
いて

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第2項の規定に基づく「農薬取締法第
3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の
件」（昭和46年農林省告示第346号）において定められているほ場試験の方法を別紙
のとおり変更することについて、同法第16条第2項の規定に基づき、意見を伺う。

